

令和6年度

国営土地改良事業地区調査
吉田川流域地区環境配慮計画作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条 国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区環境配慮計画作成業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査吉田川流域地区において、過年度作成の環境配慮基本方針及び関連業務による施設の改修計画等に基づき、環境配慮計画を作成するものである。

(場 所)

第1－3条 本業務において対象とする地域は、宮城県東松島市他1市3町であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1－4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1－5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価
	建設	建設環境
	農業	農業農村工学

資 格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画 農村環境
	環境	環境保全計画 自然環境保全 環境影響評価
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	建設環境	
	農業土木	

(担当技術者)

第 1－7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(作業条件)

第 2－1 条 本業務の実施にあたっての作業条件は、次のとおりである。

- (1) 改修等予定施設のうち令和 5 年度及び令和 6 年度に環境配慮調査の対象となる施設は以下のとおりである。

番号	排水機場等名称	構造・規模	現況排水量 (m ³ /s)	改修等 (予定)
1	中下排水機場	横軸斜流ポンプ φ700×2 台	1.67	浅井機場を中下 機場に統合
－	浅井排水機場	横軸斜流ポンプ φ700×1 台、 φ500×1 台	1.50	
2	前蒲排水機場	横軸斜流ポンプ φ500×2 台	1.00	藤ノ巻機場を 前蒲機場に統 合
－	藤ノ巻排水機場	横軸斜流ポンプ φ700×2 台	1.70	

番号	排水機場等名称	構造・規模	現況排水量 (m ³ /s)	改修等 (予定)
3	不来内排水機場	横軸斜流ポンプ φ1,100×2台、 φ400×1台	5.30	改修（増強）
4	後谷地排水機場	横軸斜流ポンプ φ450×2台	0.42	中村機場を後 谷地機場に統 合
-	中村排水機場	横軸斜流ポンプ φ900×2台、 φ300×2台	1.70	
5	三ヶ内排水機場	横軸斜流ポンプ φ700×2台、 両吸込渦巻ポンプ φ250×2台	0.77	改修
6	大平排水機場	横軸斜流ポンプ φ700×1台、 φ600×1台	1.46	改修（増強）
7	志田谷地排水路	L=1,831m（国営区間）	9.0	改修

（適用する図書）

第2-2条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	公益社団法人 農業農村工学会	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振 興局	平成30年5月

（参考図書）

第2-3条 本業務の参考図書は以下のとおりである。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境省レッドデータブック2014	環境省自然環境局	平成27年3月
2	環境省レッドリスト	環境省自然環境局	令和2年3月
3	宮城県レッドデータブック2016	宮城県自然保護課	平成28年3月
4	宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト2021年度版	宮城県自然保護課	令和3年3月
5	特定外来生物等一覧	環境省自然環境局	令和2年11月
6	生態系被害防止外来種リスト	環境省自然環境局	平成27年3月

（貸与資料）

第2-4条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 吉田川流域事業構想検討業務 報告書	1部
2	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 吉田川流域概略費用対効果算定 その他業務 報告書	1部

番号	貸 与 資 料	数 量
3	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区環境配慮基本方針（案）作成その他業務 報告書	1 部
4	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区統合排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 部
5	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 部
6	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区前川排水機場他基本設計業務 報告書	1 部
7	吉田川流域地区 環境配慮調査方針	1 部
8	吉田川流域地区 環境配慮基本方針	1 部

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－5条 第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第2－6条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区事業計画書作成業務	令和6年4月 ～令和7年2月
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区中下統合排水機場基本設計業務	令和6年5月 ～令和7年1月
3	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 吉田川流域地区後谷地統合排水機場他基本設計業務	令和6年6月 ～令和6年12月

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	

作 業 項 目	数 量	備 考
2. 環境配慮調査	1 式	
3. 環境配慮調査結果の整理	1 式	
4. 環境配慮計画の作成	1 式	
5. 環境に係る有識者からの意見聴取	1 式	
6. 東北農政局環境情報協議会等の指摘対応等	1 式	
7. 事業計画書（案）及び補足説明資料の作成	1 式	
8. 点検とりまとめ	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

（1）共通事項

- 1）業務全体の概要が理解できるよう、成果物のダイジェスト版を作成するものとする。
- 2）第 2－3 条、第 2－4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3）環境に係る有識者（生態系、景観）は発注者が選任する。
- 4）東北農政局環境情報協議会は 5 人の外部有識者から構成され、令和 7 年 3 月上旬を目途に開催される協議会で環境配慮計画に対して助言を得ることになっている。
 なお、東北農政局環境情報協議会に説明する環境配慮計画は、事前に東北農政局事業管理委員会及び同幹事会に諮ることになっており、指摘に対する修正対応を想定している。
- 5）事業計画書（案）及び補足説明資料は発注者が指定するアプリケーション（Word、PowerPoint）を使用して作成する。その他作成上の留意点は別途発注者の指示に基づくものとする。

第 4 章 業務管理

（情報共有システム）

第 4－1 条 情報共有システムについては、次のとおりとする。

- （1）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- （2）情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- （3）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第 5 章 打合せ

（打合せ）

第 5－1 条 共通仕様書第 1－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第 2 回 中間打合せ（環境配慮調査の中間とりまとめ段階）

第3回 中間打合せ（環境配慮計画のとりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第6章 成果物

（成果物）

第6－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（DVD－R等）正副2部
- （2）成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第6－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7－25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

（契約変更）

第7－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

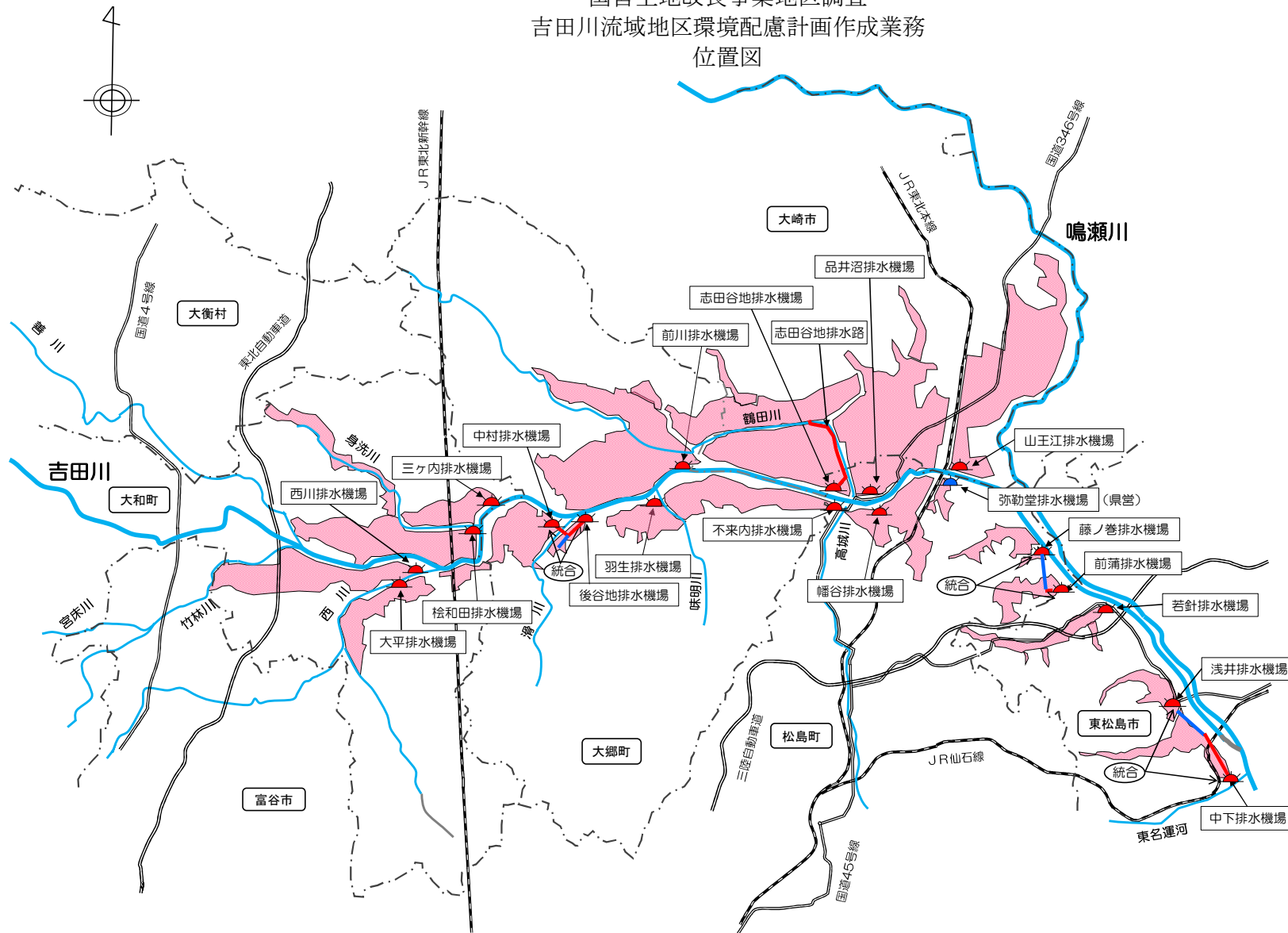
- （1）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （3）第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （4）履行期間の変更が生じた場合
- （5）関係機関等対外的協議等により業務計画等に追加が生じた場合
- （6）その他

第8章 定めなき事項

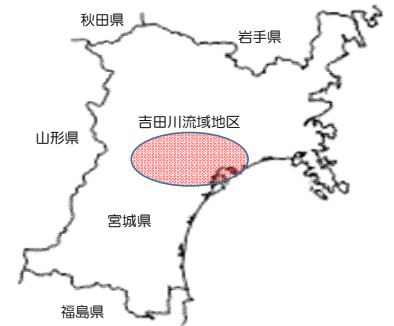
（定めなき事項）

第8－1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

国営土地改良事業地区調査
吉田川流域地区環境配慮計画作成業務
位置図



位置図



受益面積(ha)

排水受益	4,430
計	4,430

凡 例

	排水受益
	排水機場(改修)国営
	排水機場(改修)県営
	河川
	排水路(新設改修)国営
	排水路(新設改修)県営

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等から、作業に必要な内容を整理・把握のうえ、基礎資料として整理する。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
2. 環境配慮調査	調査対象地点ごとの調査計画（別紙2）、調査方法（別紙3）、調査量（別紙4）及び魚類調査努力量（目安）（別紙5）に基づき、生態系に係る環境配慮調査を実施する。	○
3. 環境配慮調査結果の整理	生態系に係る環境配慮調査結果を整理する。整理する様式は任意とするが、写真も活用して整理する。	○
4. 環境配慮計画の作成	過年度作成済みの環境配慮基本方針を元に関連業務による施設の改修計画の内容、本地区の環境配慮検討部会における検討内容等を踏まえて環境配慮計画を作成する。なお、新たに作成する項目は別紙6のとおりとする。	○
5. 環境に係る有識者からの意見聴取		
5-1. 生態系の有識者	環境配慮計画作成にあたり、その内容について生態系の有識者から意見を聴取する。	○
5-2. 景観の有識者	環境配慮計画作成にあたり、その内容について景観の有識者から意見を聴取する。	○
6. 東北農政局環境情報協議会等の指摘対応等	東北農政局環境情報協議会で発注者が説明する環境配慮計画について、委員からの指摘に対応し資料を修正するとともに、環境情報協議会の前に行われる東北農政局段階の委員会、幹事会での指摘に対応し資料を修正する。 また、東北農政局環境情報協議会当日に使用する環境配慮計画のダイジェスト版を作成するとともに、協議会後の閲覧用資料を作成（希少動植物記載箇所の加工）する。	○
7. 事業計画書（案）及び補足説明資料の作成	本業務で作成する環境配慮計画に基づき、本地区の事業計画書（案）及び補足説明資料のうち環境配慮に係る章及び節（別紙7）について作成する。	○
8. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめにより報告書を作成する。	○

調査計画

調査実施は「●」

番号	調査地点名 (施設名)	改修等(予定)	魚類・底生動物				両生・は虫類			植物			
			春季	夏季	秋季		春季	夏季		春季	夏季	秋季	
1	中下排水機場	浅井機場を中下機場に統合。					●		1 季	●	●	●	3 季
	浅井排水機場												
2	前蒲排水機場	藤ノ巻機場を前蒲機場に統合。					●		1 季	●	●	●	3 季
	藤ノ巻排水機場												
3	不来内排水機場	改修（増強）											
4	後谷地排水機場	中村機場を後谷地機場に統合。											
	中村排水機場												
5	三ヶ内排水機場	改修											
6	大平排水機場	改修（増強）								●	●	●	3 季
7	志田谷地排水路	改修	●	●	●	3 季	●		1 季	●	●	●	3 季

調査方法

調査対象		調査方法名	概要
生態系	魚類	網などによる捕獲	調査環境に応じて、適宜、移動漁具（タモ網、サデ網、投網等）や固定漁具（セルビン、カゴ網、定置網、刺網等）を用いて魚類を捕獲し、同定する。
	底生動物	定性採集	甲殻類、二枚貝、水生昆虫等を対象に抽水植物、底泥、礫などからタモ網で採集し、同定する。
	両生・は虫類	目撃法及び捕獲法	繁殖期となる春夏季に目視、鳴き声、捕獲により確認される両生・は虫類を記録する。
	植物	植物相調査	調査地を踏査し、目視により確認される植物を記録する。

調査量

番号	調査地点名 (施設名)	改修等 (予定)	魚類・底生動物	両生・は虫類	植物	調査範囲の設定
1	中下排水機場	統合整備		100m×70m=7,000㎡	100m×40m=4,000㎡	【両生・は虫類】統合機場予定地点の圃場及びその周辺で、畦畔、水路のり面などの踏査可能な範囲とする。 【植物】統合機場予定地点の圃場に隣接する鳴瀬川河川堤防の堤内のり面と堤外の河川敷を範囲とする。
	浅井排水機場					
2	前蒲排水機場	統合整備		①100m×100m=10,000㎡ ②90m×70m÷2≒3,000㎡ 合計 (①+②) 13,000㎡	100m×60m=6,000㎡	【両生・は虫類】統合機場予定地点の圃場及びその隣接圃場の畦畔、水路のり面などの踏査可能な範囲とする。 【植物】統合機場予定地点の圃場に隣接する吉田川河川堤防の堤内のり面と堤外の河川敷を範囲とする。
	藤ノ巻排水機場					
3	不来内排水機場	改修 (増強)				
4	後谷地排水機場	統合整備				
	中村排水機場					
5	三ヶ内排水機場	改修				
6	大平排水機場	改修 (増強)			110m×20m=2,200㎡	【植物】統合機場予定地点の圃場に隣接する西川河川堤防の堤内のり面を範囲とする。
7	志田谷地排水路	改修	①100m×10m=1,000㎡ ②100m×10m=1,000㎡ 合計 (①+②) 2,000㎡	①100m×20m=2,000㎡ ②100m×20m=2,000㎡ 合計 (①+②) 4,000㎡	①100m×20m=2,000㎡ ②100m×20m=2,000㎡ 合計 (①+②) 4,000㎡	【魚類・底生動物】既設排水路の上流部 (①) と最下流部 (②) に調査地点を設定。 【両生・は虫類】既設排水路の上流部 (①) と最下流部 (②) に調査地点を設定し、それぞれ水路の兩岸を調査範囲とする。 【植物】既設排水路の上流部 (①) と最下流部 (②) に調査地点を設定し、それぞれ水路の兩岸を調査範囲とする。

魚類調査努力量（目安）

番号	調査地点名 （施設名）	改修等（予定）	タモ網/サデ網	投網	セルビン/カゴ網
			1名×1時間程度	10投程度	4個×1時間程度
1	中下排水機場	統合整備			
	浅井排水機場				
2	前蒲排水機場	統合整備			
	藤ノ巻排水機場				
3	不来内排水機場	改修（増強）			
4	後谷地排水機場	統合整備			
	中村排水機場				
5	三ヶ内排水機場	改修			
6	大平排水機場	改修（増強）			
7	志田谷地排水路	改修	●	●	●

（注）上記は現場条件に応じて変更することも可とする。

吉田川流域地区 環境配慮計画の作成項目整理表

■「現時点の作成状況」欄は、環境配慮基本方針（案）における作成状況を整理したもの。

■表の凡例【－：未作成、△：素案作成済み、○：作成済み、●：作成「要」のもの】

項 目	現時点の作成状況	環境配慮計画
I. 地区概要と地域環境の概要		
1 地区の概要	○	
2 事業の概要	△	●
3 地域環境の概要		
（1）地域環境の概況	○	
（2）環境に係る法令等	○	
4 地域環境の課題	△	●
5 環境情報図	○	
II. 調査結果と配慮すべき環境要素		
1 調査検討の概要		
（1）調査の概要	○	
（2）調査方針	○	
2 動植物の生息・生育状況と保全対象生物の設定		
（1）動植物の生息・生育状況	△	●
（2）注目すべき生物の選定	△	●
（3）保全対象生物の選定	－	●
3 施設周辺の景観構成要素と景観特性	○	
4 環境調査図	△	●
III. 環境配慮の理念と配慮方策等		
1 環境配慮の基本方針	△	●
2 想定される事業による影響とその程度	△	●
3 環境配慮の方策	△	●
4 環境配慮計画図	△	●
IV. 環境配慮の推進方策		
維持管理計画及びモニタリング	－	●
V. 地域づくりの取り組みに関する構想	－	●
VI. 環境配慮の検討体制		
1 地区段階における検討内容等	△	●
2 東北農政局環境情報協議会における検討内容	△	●

章	節	項
第 1 章 目的	—	—
第 2 章 地域及び地積	第 1 節 地域	—
	第 2 節 地積	—
第 3 章 現況	第 1 節 気象及び海象	1. 一般気象 2. 特殊気象 3. 海象
	第 2 節 土地状況	1. 地形、土壌 2. 土地利用の状況 3. 土地所有の状況
	第 3 節 水利状況	1. 用水状況 2. 排水状況 3. 河川状況
	第 4 節 道路状況	1. 道路概況
	第 5 節 地域農業の概況	1. 産業別就業人口 2. 経営耕地広狭別農業経営体数 3. 主要家畜頭数 4. 主要作物作付状況 5. 農業の動向
	第 6 節 地域環境の概況	—
第 4 章 一般計画	第 1 節 事業計画の要旨	1. 要旨 2. 事業別面積
	第 2 節 営農計画及び土地利用計画	1. 営農計画の概要 2. 土地利用区分 3. 作付方式 4. 生産計画 5. 労働改善計画
	第 3 節 用水計画	1. 計画基準年 2. 計画かんがい方式 3. 計画用水系統 4. 計画用水量 5. 水源計画
	第 4 節 排水計画	1. 計画基準雨量 2. 計画排水方式 3. 計画排水系統 4. 計画排水量 5. 排水対策 6. 湛水検討
	第 5 節 洪水調節計画	1. 計画基準雨量 2. 計画洪水量及び調節量 3. 貯水池 4. 洪水調節検討 5. 管理計画
	第 6 節 老朽ため池改修計画	1. 洪水吐改修計画 2. 堤体補強計画 3. 取水施設改修計画
第 5 章 主要工事計画	第 1 節 用水施設	1. 貯水池 2. 頭首工 3. 揚水機 4. 用水路 5. その他かんがい施設
	第 2 節 排水施設	1. 排水水門 2. 排水機 3. 排水路 4. その他排水施設
	第 3 節 洪水調節施設	1. 貯水池 2. 頭首工及び導水路
	第 4 節 老朽ため池改修施設	1. 貯水池 2. 堤体補強施設
第 6 章 附帯工事計画	—	—
第 7 章 工事の着手及び完了の予定時期	—	—
第 8 章 環境との調和への配慮	—	—
第 9 章 事業費の総額及び内訳	—	—
第 10 章 効用	—	—
第 11 章 関連する事業	—	—
第 12 章 現況・計画図面	—	1. 現況平面図 2. 計画平面図及び土地利用計画図 3. 主要構造図 4. 図面目録